

# 乳幼児医療費助成金の

# 申請手続が変わります

小学校就学前の乳幼児（吾平町居住者は6歳誕生日まで）の保険診療に係る医療費の自己負担分を助成する乳幼児医療費助成金の申請手続が、平成19年3月1日以降の受診分から県下一斉に「自動償還方式」に変わります。

「自動償還方式」とは、県内の医療機関等で受診した乳幼児の受診情報（保険点数、自己負担額等）が、医療機関等から県国保連合会を介し、市町村に送られ、それに基づき市町村が指定口座に助成金を振り込む方式です。

主な変更点としては、助成金支給申請書の代わりに「自己負担額支払明細個票」(図)を医療機関等へ提出すること、証明手数料の50円の支払いが不要になること、受給資格者証の様式(図)が変わることです。

乳幼児医療費自己負担額支払明細個票

利用者記入欄 **赤枠内を記入**

市町村番号	事業番号	1
受給者番号		
フリガナ		
乳幼児氏名		
生年月日	年 成 年 月 日	
保 険	1. 国保	2. 社保
保険者番号		

医療機関記入欄

入院・入院外	1. LABD	2. (入院)
保険負担割合	1. (扶養)	2. (扶養)
保険診療合計点数		
自己負担支払額		
受診年月	年 成 年 月	
診療科コード		
備 考		

図：自己負担額支払明細個票

## 【問い合わせ】

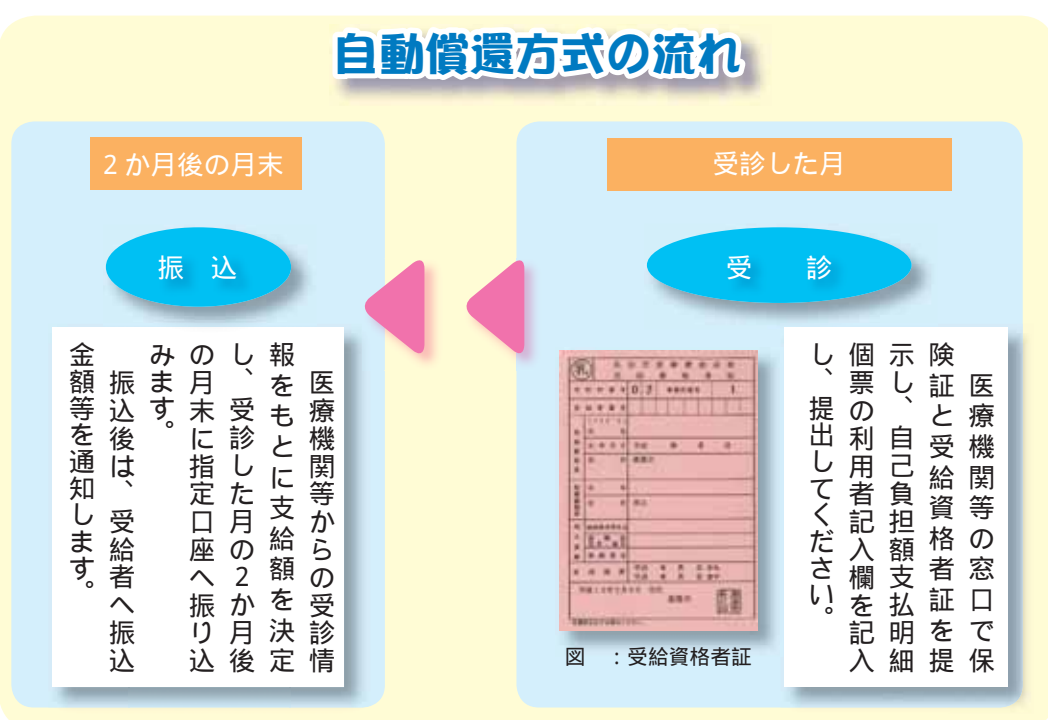
子育て支援課

0994-31-1134

県外の医療機関等で受診した医療費と平成19年2月診療分以前の医療費に対する助成金の申請には、従来どおり申請書の提出が必要です。

すでに受給者登録している乳幼児については、2月中旬に新しい受給資格者証を送付するので、3月以降は、新しい受給資格者証を医療機関に提示してください。

## 自動償還方式の流れ



「自己負担額支払明細個票」は、医療機関等の窓口においてありますが、必要事項を記入してあるものであればコピーの提出も可能です。

また、市のホームページでも様式がダウンロードできます。